裁判へのご支援・ご協力を!
2016年05月18日　87号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道　生　連
電　話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
ﾒ　ｰ　ﾙ　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

新・人間裁判の第６回口頭弁論での、土屋晴治さん（６０才・江別市）の陳述です。

私は昭和３０年６月８日に北海道夕張市に産まれ育ちましたが、両親が江別市に家を購入したので、高校卒業後、江別市に転居しました。

２３才の時、統合失調症の症状である幻聴幻覚があらわれ、２４才ではじめて精神科に入院しました。私の障害者としての人生の始まりでした。私が発病したときは、２０歳を過ぎており、年金の掛け金を払っていなかったために、障害年金を受けることが出来ませんでした。そして１０年間、入退院を繰り返してきました。

その頃は年金暮らしの両親と同居しており、身の回りの事は親にしてもらうことができました。何度か職場も変わりましたが、働いて暮らすのは当たり前と思っていたので、無理をしては病状が悪くなり、よくなるとまた働いて生活し、働いた給与は生活費として家に入れていました。まだ若かったので、勢いで働くことが出来たのだと思います。生活費を稼ぐことはできていましたが、障害者のせいか、職種のせいなのかはわかりませんが、働いていて楽しいとか、やり甲斐を感じることは一度もなく、ただ苦痛なだけでした。

こうした生活の繰り返しの中で、両親も高齢になり、将来は一人で生活していかなければいけなくなるので、自分の将来を考えていた時に、見るに見かねた友人に勧められて、2万円ほどのアパートを借りて転居し、生活保護制度を利用するようになりました。この時私は40才でした。

父も私が一人になって生活していることを心配していたようでしたが、実家に戻っても父の年金は私を養うほども支給されておらず、両親のもとに帰って生活することも出来ないことが分かっていたため、時々は、実家に帰って母の手伝いをしていました。

生活保護制度を利用するようになり２０年になりますが、働いて収入を得ることが出来ないので、毎月生活費を頂けありがたいと思っています。

私は、精神障害者保健福祉手帳が２級なので障害者加算を貰っていますが、作業所へ通所する交通費もかかりますし、当事者活動もしているので贅沢な生活は出来ません。

今回の生活保護費の引き下げにより、私にとっては、１か月１６００円程度の生活扶助費が削減されました。国は物価が下がったので扶助費を引き下げたと言われますが、安売りの食料や衣類しか買えない生活だったのに、冬季加算も２万８千円も引き下げられました。冬になれば冬季加算が貰えるので、灯油ストーブの設定温度を１５度にして燃料代を節約してお金を貯めて、障害者の全国大会などに参加する費用にしてきましたが、冬季加算の引き下げで、楽しみにしていた障害者団体の大会にも行けなくなりました。

障害者団体の全国大会に参加することは、仕事に就くことが出来ない私にとって、社会との関わりを感じることが出来る貴重な機会です。障害者の一人として、日本で暮らす障害者の人権や生活向上をさせるため、身体・知的・精神の３障害の人たちと力を合わせて一緒に活動をしています。

生活するのがいっぱいで、友人が亡くなってもお葬式に行けないことがあり、親しくしてくださった方に最後のお別れが出来ず、とても辛いです。

私は、タバコも吸いませんし、酒も飲みません。またギャンブルも一切しません。
食事は月曜から金曜日までは、作業所での手

作りで、しかも低額な昼食を食べていますが、朝食と夕食は調理が出来ないため、コンビニの弁当やスーパーで値引きしているおにぎりなどを買って食べています。

作業所の帰りに２００円のコーヒーを飲みながら100円のドーナツを食べることが唯一の楽しみですが、３００円の出費は、私にとって大変なことですので、一週間に2回ぐらいで押さえています。

私はあまり出歩くのは好きではありませんが、たまには近所の映画館に映画を観に行きたいです。障害者手帳を持っているので千円で入場できますが、それも我慢をしています。

働く事はとても大変なことですし、多くの方の大切な血税で生活させて頂いていて文句の言える立場にはありませんが、今の国のあり方には強い憤りを感じます。

日本の低辺で暮らしている私ですが、今声を上げなければ後悔すると思い原告になりました。国には日本国憲法をしっかり守っていただき、憲法に沿った施策を実施していただきたいと強く思います。扶助費の引き下げで、私は人としての尊厳を踏みにじられた思いがします。扶助費を元に戻す事を強く切望します。

4／20 札幌地下歩行空間での社会保障の合同宣伝・署名行動より